



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ソ デ ィ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 金 子 雄 二
(コ ー ド 番 号 6 1 4 3 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 前 島 裕 史
(T E L : 0 4 5 - 9 4 2 - 3 1 1 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 41 回定時株主総会に、定款の一部変更について、下記の通り付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、連結子会社と決算期を統一することで、経営情報の適時・的確な把握・開示による経営の透明性向上及びより適切な経営判断と事業戦略の遂行を実現することを目的として、平成 29 年 3 月 17 日の取締役会において、現在、毎年 4 月 1 日から 3 月 31 日までとしている事業年度を、平成 30 年より毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに変更することについて決議いたしました。これに伴い、現行定款に所要の変更を行うものです。また、この変更に伴い第 42 期事業年度は、平成 29 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの 9 ヶ月間となるため、経過措置として附則を設けるものです。

2. 変更の内容

(変更部分に を付しております)

現行定款	変更案
〔第 2 章〕 株式 (基準日) 第 11 条 ① 当社は、毎年 <u>3月31日</u> の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項のほか、必要がある場合には取締役会の決議により、予め公告のうえ、基準日を定めることができる。	〔第 2 章〕 株式 (基準日) 第 11 条 ① 当社は、毎年 <u>12月31日</u> の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② (現行どおり)
〔第 3 章〕 株主総会 (招集) 第 13 条 定時株主総会は、毎年 <u>4月1日</u> から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。	〔第 3 章〕 株主総会 (招集) 第 13 条 定時株主総会は、毎年 <u>1月1日</u> から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。
〔第 7 章〕 計算 (事業年度) 第 46 条	〔第 7 章〕 計算 (事業年度) 第 46 条

<p>当会社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p>(期末配当金) 第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>3月31日</u>における最終の株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>当会社の事業年度は、<u>毎年1月1日から12月31日までとする。</u></p> <p>(期末配当金) 第47条 当社は、株主総会の決議によって毎年<u>12月31日</u>における最終の株主名簿に記載または記録された株主または、登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>(中間配当金) 第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p> <p>附則</p> <p><u>第1条</u> <u>第46条の規定にかかわらず、第42期事業年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までとする。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>第48条の規定にかかわらず、第42期事業年度の中間配当を行う場合の基準日は、平成29年9月30日とする。</u></p> <p><u>第3条</u> <u>本附則第1条乃至本条は、第42期事業年度の終了をもってこれを削除する。</u></p>
--	---

3. 日程

株主総会開催日	平成29年6月29日（木曜日）
定款変更の効力発生日	平成29年6月29日（木曜日）

以上